

宮古島市ファミリー・サポート・センター 育児サポーター養成講習会

受講生募集

「ちょっと子どもを預かってほしい」、「保育園の送り迎えをお願いしたい」、子育て中の「困った」をお手伝いしていただく地域の子育てサポーター（有償ボランティア）養成講座です。

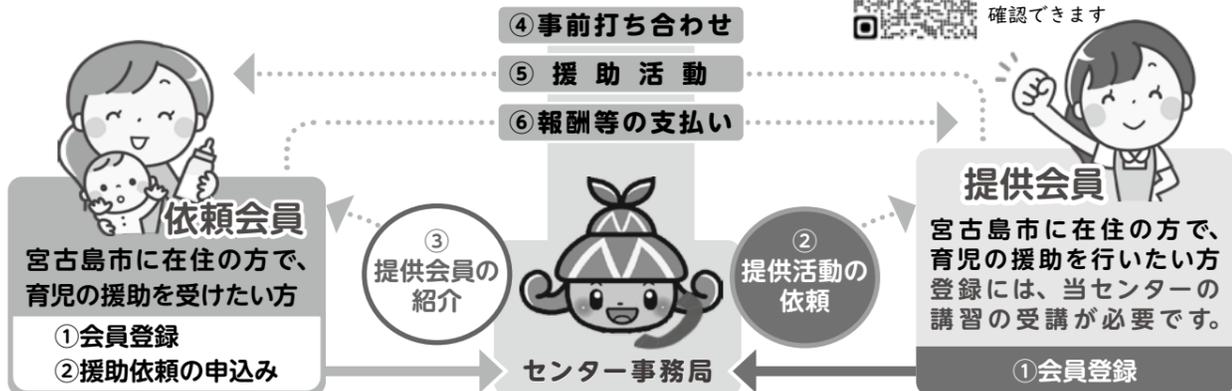
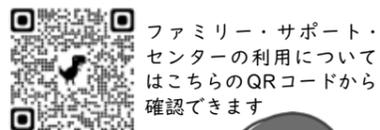
「空いている時間にお手伝いしたい」、「子どもが大好き」、「送迎だけなら」、そんな想いを抱いているあなたをお待ちしています。



- ### 講習内容
- 子どもの遊び（保育士）
 - 子どもの食生活（栄養士）
 - 子どもの心の発達、保育者の関わり（臨床心理士）
 - 子どもの看護
 - 救命講習
 - その他

- 対象者** 本講座の全課程の受講が可能で、受講後は自宅等で育児サポート活動を行える方。
- 定員** 20名 **受講料** 無料（※但しテキスト代 3,200 円は自己負担）
- 場所** 宮古島市役所 2階会議室 **日程** 7月29日（火）～8月1日（金）全4日間
- 申込期間** 6月9日（月）～6月27日（金）17:00まで

宮古島市ファミリー・サポート事業～活動の流れ～



【お問い合わせ先】 宮古島市ファミリー・サポート・センター（宮古島市役所1階子育て支援課内）
☎ 73-1332（9:00～12:00、13:00～17:00）E-mail: famisapo@city.miyakojima.lg.jp

令和7年度 小田原短期大学宮古島スクール入学式が行われました

4月27日、小田原短期大学（上野奈初美学長）宮古島スクール（保育学科通信教育課程）の入学式が未来創造センターにて行われ、3期生となる7人が入学しました。

新入生代表の畠田さんは「自らの夢の実現のため知識や技術を精一杯学び、社会に貢献できる力を身につけたい。」と宣言し、「常に自らの目標を意識し、向上心を持って日々努力していく。」と宣誓しました。

本スクールは令和5年度に開校し、島内に住み、働きながら通信課程で保育士資格や幼稚園教諭二種免許が取得でき、島内の保育士人材確保にもつながるものと期待されています。

☎ こども未来課 ☎ 79-7825



3 宮古島市の市外局番は(0980)です。

「宮古島市子育て応援宣言」宣言式および こいのぼり掲揚式を開催しました

令和7年4月24日に、「宮古島市子育て応援宣言」宣言式及び令和7年度こいのぼり掲揚式が行われました。

「日本一子育てのしやすい島」を目指し、子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの推進に向け、市長による「宮古島市子育て応援宣言」を行いました。今後は、地域全体が子育て世代への支援を推進していくための基本的な事項を定めた「宮古島市子育て支援条例」の制定に向け取り組んでいきます。

「宮古島市子育て応援宣言」宣言式の後には、毎年恒例のこいのぼり掲揚式が行われました。市内の各保育所・こども園から約340人の園児が参加し、こどもたちの健やかな成長を願い、こいのぼりを空高く掲げました。



宮古島市 子育て応援宣言

宮古島市の豊かな自然の中で、こどもたちが健やかに成長することは市民みんなの願いです。

こどもは将来の宮古島市の未来を築くかけがえのない存在であり、安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくり、こどもの健やかな育ちと子育て世代を地域で支えていくことは、わたしたち市民みんなの大切な使命です。

そのため、宮古島市として子育て支援により一層注力していくとともに、家庭や地域、事業者、行政が総力を挙げ一体となって子育てを支え、未来を担うこどもたちが将来にわたって宮古島市に住み続けたいと思えるような、「日本一子育てのしやすい島」を目指すことをここに宣言します。

令和7年4月24日

宮古島市長 嘉数 登



☎ 子育て支援課 ☎ 73-1966



令和7年度 特別障害者手当 及び 障害児福祉手当のご案内



令和7年度に支給される特別障害者手当・障害児福祉手当の手当額(月額)は下記のとおりです。

手当名	年度	令和6年度(月額)	令和7年度(月額)
特別障害者手当		28,840円	29,590円
障害児福祉手当		15,690円	16,100円

※年度により支給金額が変更される場合があります。

特別障害者手当

【対象者】

在宅で心身に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上で一定の要件に該当する方に月額29,590円(令和7年度)の手当が支給されます。(認定基準により該当しない場合があります。)

【支給制限】

- ・施設に入所されている方(※)
- ・病院、診療所に継続して3ヶ月以上入院している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

障害児福祉手当

【対象者】

在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満で、一定の要件に該当する方に月額16,100円(令和7年度)の手当が支給されます。(認定基準により該当しない場合があります。)

【支給制限】

- ・施設に入所されている方(※)
- ・障害年金を受給している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

(※)施設によっては、支給該当となる施設もあるため、判断に迷う場合は下記の問い合わせ先まで遠慮なくお問い合わせください。

※両手当とも支給月は2、5、8、11月でそれぞれの支給月前月までの3ヶ月分を本人の口座に振込みます。

(例：2月支給は11月・12月・1月分の支給)

※現在、手当を受給されている方で、支給制限に該当する場合は速やかに届け出をしてください。

※受給中の方で、3ヶ月以上の入院や施設入所が支給後に発覚した場合は、返還が生じる場合があります。

入院・入所をした際と、3ヶ月を超えそうな場合は、必ず報告をお願いします。

問 障がい福祉課 ☎ 73-1975

重度心身障害者(児) 医療費助成制度について

重度の障がいのある方が、病気やケガで治療を受けた際、医療費の自己負担分(保険外の費用や保険から給付される高額療養費・付加給付額をのぞく)、入院時の食事費1/2を助成します。

※ただし、所得制限が定められていますので、一定所得以上があった年度は支給停止となります。

(毎年8月更新時、所得確認)

【助成の対象者】

○身体障がい者：身体障害者手帳の等級が1級または2級のもの

○知的障がい者：療育手帳がA1またはA2のもの

上記に該当し、まだ申請されていない方は障がい福祉課までご連絡ください。

※申請がもれやすい方※

○15歳以上の方(こども医療費助成制度対象外のかた)

○手帳の再認定により等級が変わった方

問 障がい福祉課 ☎ 73-1975

ご協力をお願いします。

日本赤十字社では、2025年ミャンマー地震により被災された方々を支援するため救済金(義援金)を受け付けております。皆さまの温かいご支援とご協力をよろしくお願いします。

詳しくは日本赤十字社のホームページをご覧ください。



令和7年度 児童手当現況届のお知らせ

■「現況届」の提出について(原則不要)

「現況届」は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。原則不要ですが、現在児童手当を受給中の方で、以下に当てはまる方は現況届が必要になります。

■「現況届」の提出について

- ・進学などの理由で別居してる支給要件児童(0歳~18歳(高校生年代))を養育している方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当等を受給している方
- ・戸籍がない支給要件児童(0歳~18歳(高校生年代))を養育している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・監護相当児童(大学生年代)と支給要件児童(0歳~18歳(高校生年代))を含め、養育している児童が3人以上になる方
- ・その他、宮古島市から提出の案内があった方

窓口での受付期間 令和7年6月2日(月)~6月30日(月)
平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)

児童手当の現況届は郵送または電子申請での提出にご協力をお願いします。

※郵送や電子申請で提出の場合は、必要書類の添付を忘れないようご注意ください。

○宮古島市から現況届の用紙とお知らせ等を郵送します。

○現況届に記入のうえ、必要書類を添えて子育て支援課へ返送してください。

※詳しくは同封した文書、記入例などを確認してください。

⚠ 注意事項 ⚠

1. 提出が必要な方で受付期間内に提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなります。
2. 令和7年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日)の所得申告をしていない方は、令和7年1月1日に住所のある市町村へ申告して下さい。

問 子育て支援課 ☎ 73-1966

「子育てひろば」及び「教育相談」のお知らせ

本校は、5種類の障害種(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱)に対応した学校で、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行っています。

幼稚部では、発達が気になる未就学児の保護者やご本人に対して、年間を通して教育相談や学校見学などを行っています。また、下記の日程で「子育てひろば(園庭開放)」を開催します。関心のある方は、下記のお申込みフォーム、または学校ホームページから、お申込みください。

「教育相談」及び「学校見学」

【対象】教育相談を希望される方はどなたでも

【内容】子育てや療育等に関すること
就学や支援に関すること
特別支援教育に関すること
本校幼稚部入学に関することなど

【その他】相談は無料です。秘密は厳守いたします。

視覚障害

知的障害

病弱

聴覚障害

肢体不自由

子育て広場(園庭開放)

【対象】未就学のお子さんとそのご家族、または特別支援教育に興味のある親子

【日程】全2回(予定) ● 第1回6月18日(水) ● 第2回9月9日(火)

※いずれも14時30分~15時30分(受付14時15分~)

【場所】県立宮古特別支援学校幼稚部教室

【参加方法】お申し込みQRコード、または、学校ホームページからお申込みできます。

前日16時までにお申し込みください。

問 県立宮古特別支援学校 幼稚部教育相談(比嘉・金城) ☎ 72-5117(14:00~16:45)

お申し込み
QRコード



広告

そらうみ法律事務所
SORAUMILAW OFFICE

無料出張相談会を定期的で開催しています。
日程についてはお電話にてお問合せ下さい。

沖縄弁護士会所属 6月17日(火) 未来創造センターで開催決定!
弁護士 長尾 大輔 (宮古島で7年余り執業していました)

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドツールグスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219 「そらうみ 弁護士」で検索